

医療的ケア(痰の吸引、呼吸器管理、経管栄養等の医療行為)を受けながら、通常の学校に通学している児童生徒が平成28年度では全国に800人弱います。

これまでは、医療的ケア

が必要な児童生徒が増えている一方で、通常の公立学校には看護師や特定行為学校における医療的ケアができる教員の配置はほとんどありませんでした。そのため多くの場合、保護者が子どもの学校に付き添って痰の吸引などのケアをしなければならず、保護者の負担が大きいたくが問題になっていました。

平成26年に学校教育法施行令が一部改正され、障害の状態、本人・保護者の意見を踏まえ、総合的な観点から就学先を決定できると定められました。また、すべての人が障害の有無にかかわらず共に生きることを目的に作られた障害者差別

解消法が平成28年4月にスタートし、施行と共に医療的ケアが必要な児童生徒が通常の小中学校へ入学するケースも増え、学校への看護師の配置が必要と考えられています。

名寄市では、これらの法律の一部改正、施行前から医療的ケアが必要な子どもが通常の学校に通学していました。現在も医療的ケアが必要な子どもが小中学校にいて、学校看護師が配置され働いています。今回は子どもに付き添う学校看護師の仕事を紹介します。

医療的ケアが必要な子どもは、学校で他の子どもたちと同じ授業を受け、行事に参加したいと思っただけです。その思いにできるだけ沿いながら充実した学校生活を過ごせるように学校看護師は援助しています。

学校看護師は、毎日、担当の先生とその日の授業やスケジュールの打ち合わせ

をします。そして、授業が始まる前にいつでも使用できるように医療器具の準備をし、その子が授業に集中できる状況を作っています。その日の子どもの状態や授業時間に合わせて、痰の吸引や経管栄養などの必要なケアを提供します。

子どもに呼吸器が着いていることや身体にチューブが入っていることで、学校の先生だけではできないことでも、学校看護師が呼吸器などを管理することで、安全を確保し、子どもの授業や行事へ参加できる幅を広げています。春は畑の作業や田植え、夏は水泳、冬はソリ滑りなどの授業、また、運動会や学習発表会などの行事も他の子どもと共に体験します。それには、学校看護師と学校の先生が子どもの安全・安楽を考え、最善の方法を話し合い、連携を図って、その子どもが参加できる状況を援助して

いるからです。何よりその子ども自身や他の子どもや学校の先生、学校看護師が共に楽しんでその体験をしています。

学校看護師は、医療的ケアが必要な子どもにとって今までできなかった「毎日学校に通うこと」を可能にしてくれる存在です。子どもは、毎日、朝から夕方まで学校で過ごすことができるところになりました。毎日通うことで、他の子どもたちからたくさんの刺激を受けています。今までになかった子どもの世界が大きくなり、表情や反応が見られるようになりました。他の子どもたちも一緒に学ぶ中で、その子のハンディを自然に受け入れていきます。その結果、ノーマライゼーションの心が小さい頃から培われてきています。

これからも学校看護師は、医療的ケアが必要な子どもが皆と同じ学校生活を過ごすために、子どもの安全を確保しながら、子どもと共にたくさんの体験ができるように挑戦し続けます。

大学図書館へようこそ！

市立大学は9月14日(木)まで夏季休業中です。多くの学生が帰省するため、学内は静かです。

図書館もいつもより利用者が少なくなりますが、卒業論文の準備などで長時間滞在する学生の姿も見られます。



＜開館時間のお知らせ＞

9月14日(木)まで 9:00～17:00

15日(金)から 9:00～21:00

※日曜・祝日は休館



大学図書館にはこんな本があります

～～学校看護師に関する図書～～

- 『医療的ケア あゆみといま、そして未来へ』
大阪養護教育と医療研究会/編著 クリエイツかもがわ
- 『病気の子どもの教育入門』
全国病弱教育研究会/著 クリエイツかもがわ
- 『肢体不自由児の医療・療育・教育』
沖高司ほか/編 金芳堂
- 『病弱・虚弱児の医療・療育・教育』
宮本信也ほか/編 金芳堂

◆問い合わせ

名寄市立大学図書館 ☎01654②4199(内線4201)